

2023年 10月 13日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



監視カメラについて (5)

「業務Gr. ■■■■■」氏名による、本年10月9日付「貴組合『監視カメラ撤去要求書(3)』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り厳重に抗議申し上げると共に、当労組要求に沿った誠実なご回答及び、団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面も、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長■■■■■」氏名で当労組に届いております。当労組は、「業務Gr. 部長■■■■■」氏の回答ではなく貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めてきていますが、貴社是一向に改めようとされません。誠意に欠ける不誠実極まりない対応であり、厳重に抗議申し上げます。
- 2 上記書面の第2段落では「地域の防犯体制への協力活動です。」と述べておられますが、真実そのような目的であるなら工場内や建物内部のカメラについての説明にはなりません。当労組や従業員の皆さんからの「監視カメラ撤去要求」に対する、取って付けたような言い訳に過ぎないことは明らかであり、尾原社長には、従業員に対する誠実な対応を重ねて要求致します。

また同段落で、「過去には不審な異物混入の頻発、夜間に不審なPC使用履歴が確認されるなどの事象があったことから、当社自身の防犯対策上もきわめて有益です。」と述べておられますが、このような事実があったかどうかについては、貴社一流の流言流布の疑いすら抱くものであり、未だその根拠すら明らかにできない曖昧な理由は、到底、従業員の皆さんが抱えている精神的圧迫や常時監視下に置かれている不安を払拭する理由とは言い難く、重ねて誠実な対応を求めます。

さらに同段落では「『監視カメラ』『プライバシーの侵害』等の扇動的かつ不正確な文言は的外れです。」と述べておられますが、当労組は当労組本年9月6日付「監視カメラについて(3)」の「8」で「監視カメラは、①明らかに組合員を含む従業員に向けられており、②休憩場所として併用していることを承知の上で、③事前に何らご説明もなく、④団体交渉には応じないまま、⑤要求への回答もせず、一片の理も説明できないプライバシー侵害と不当労働行為であり、職場環境破壊と安衛法違反と断じざるを得ません。」と極めて具体的に抗議申し上げているのであり、貴社はこれに一切応えず、■■■■氏に「扇動的かつ不正確」で「的外れ」と語らせることは、■■■■氏こそ「的外れ」と言わなければなりません。

3 上記書面の第3段落では「事実と相違しています。事実と相違する内容を含む当該組合掲示物は、直ちに撤去してください。」と述べておられますが、「事実と相違する」具体的内容が不明であり理由たりえません。当労組は当労組の見解を申し上げているのであり、組合の掲示物に「難癖」を付けるだけでなく、「直ちに撤去」を求めるなどは、支配介入(不当労働行為)の最たるものであり、断じて容認できるものではありません。尾原社長による当労組への謝罪を強く求めます。

4 上記書面の第4段落では「防犯カメラの増設については、令和5年9月開催の安全衛生委員会で説明、質疑応答を行い、議事録に記載して開示しています。」と述べておられますが、当労組推薦者が一人として存在しない安全衛生委員会が、会社に異議を唱えるなど出来ないことは自明であり、この「事実」をもって、多くの組合員を含む従業員から「監視カメラ」乱設問題について苦情が蔓延している事実を否定する根拠となし得ないことも自明の理であります。■■■■氏と尾原社長が従業員の声に耳を傾けようとせず、「安全衛生委員会」を使って従業員の切実な声を否定しようとしたことは、重大な汚点として職場の歴史に刻まれた事実を、敢えて指摘させていただきます。

5 当労組と致しましては、上記1～4の要求に対するご回答を、本年10月19日(木)17時30分までに当労組分会宛為されると共に、同日までに全ての監視カメラを取

り外されるよう、重ねて強く要求致します。

- 6 また、団体交渉開催なくして問題解決は到底不可能であると考えるところ、下記日程にて開催されるよう再度強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2023年10月24日（火）

第二希望日：2023年10月25日（水）

第三希望日：2023年10月26日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴参加：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

(2) 議題

①貴社設置の監視カメラについて

②未解決の懸案事項

- 7 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、2020年9月8日及び同年9月23日、同年12月21日、2022年9月2日、同年12月27日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然との考えから、上記要求致します。

以 上